

第三編 現代の豊岡

第一章 戦後の地方行政

第一節 地方行政の民主化

終戦と豊岡

昭和二十年（一九四五）八月十五日正午、天皇はラジオを通じて国民に戦争の終結を告げた。日本はポツダム宣言を受諾し、連合国に対し無条件降伏をした。

連合国軍は総司令部（GHQ）を東京に置き、マッカーサー元帥が総司令官となり、日本の占領政策を実施した。軍国主義・超国家主義者の公職ならびに教職からの追放、『治安維持法』の廃止、教育制度の刷新、軍需産業施設の破壊撤去、農地改革、財閥解体、労働運動の解放、などの日本の非軍事化と民主化政策の重要指令が、つぎつぎに発せられていった。占領軍は日本各地に進駐したが、兵庫県は第一軍団軍政部管下の第三一軍政中隊の管轄に属し、県会議事堂の建物が占拠された。

昭和二十年十月二十六日、豊岡小学校の講堂にアメリカ進駐軍の神戸軍政部所属の二二名の部隊が、ジープに分乗して進駐してきた。その任務は、非軍事化と民主化の指令の実施と監督という占領政策の末端までの徹底をめざすものであった。かれらは約一週間にわたり駐屯した。十月二十七日には約一〇名が県立豊岡中学校

に来校し、全校を探索し、軍事教練に使用していた歩兵銃・木銃・刀剣類など一切を廃棄焼却した。次いで十月二十九日には県立豊岡高等女学校に七、八名の部隊がジープで来校し、校内・備品・寄宿舎などを一時間にわたって検査した。三宅と小野の小学校には十一月早々に一〇名ほどの部隊が来校し、査察を行なった。武器の接收は徹底的に行なわれた。

このときのエピソードに、進駐アメリカ軍の申入れにより豊岡中学校職員と親善バレーボール試合が行なわれ、二対一で豊中職員が勝っている。

この年の暮の十二月二十七日にはアメリカ進駐軍のメーン大尉以下の部隊が再び来豊し、豊岡中学校の達徳会館に駐屯し、翌昭和二十一年一月九日に一旦引揚げたが、一月十四日にはアメリカ進駐軍は豊岡警察署長を立会わせて豊岡中学校内のプロペラグライダー工場製品を焼却した。

現実にアメリカの進駐軍の武装兵力がジープに搭乗して眼前に現われ、校内探索や兵器の接收焼却が断行され、当分は修身・国史・地理の授業の禁止命令が下されるなどの事態の発生は、敗戦に打ちひしがれた当地方に強烈なショックを与えた。神戸の軍政部からの武装進駐軍部隊のしばしばの当地方巡視のもとに、敗戦と占領にともなう過去の歴史にかつてなかった但馬地方の変革が急速に進展していったのである。

公職追放 日本国民が久しぶりに平和な正月を迎えていた昭和二十一年一月四日、GHQ総司令官マッカーと **選挙** ーサー元帥は「日本の政界より軍国主義の影響を除くことを目的とした二つの重大指令」を突

然に発令した。

その一は「公務従事ニ適セザル者ノ公職ヨリノ除去」、その二は「或種ノ政党・政治的結社・協会及団体ノ

廃止」であつた。軍国主義者・超国家主義者の政界・言論界追放令であり、これらの属する団体の解散令である。

この指令によって、中央政界は一新されることになるが、衆議院議員選挙区の兵庫第五区（但馬全域・丹波二郡）では三人の代議士のうち翼賛政治体制協議会推薦の木崎為之と、大日本党员佐々井一晃の二人が議席を失い、追放を免れたのは無所属の斉藤隆夫だけであつた。

同年四月十日、戦後初の衆議院議員総選挙が行なわれたが、これはまた婦人の参政権獲得による初の選挙権行使のときでもあり、同時に男女とも選挙権は二十歳以上（従来は二十五歳以上）に広げられた。

この総選挙は大選挙区制がとられ、兵庫県下は二区制であつた。但馬地方は西播磨・丹波とともに第二区で定員七名。これに対して三七人の立候補者が争つた。この結果、十二万二〇〇〇票を集めた斉藤隆夫が第一位、次いで新顔の小島徹三（八鹿出身）が四万八〇〇〇票で第二位と、上位二人を但馬勢が占めた。

このときの総選挙で投票率が男性の八四割に対して女性が六六割と低いのは、初体験となる選挙にとまどつたものがあつたためだろうか。翌二十二年四月二十五日の総選挙では男性をしのいで九一割、同月三十日の県議・町議選では九六割の高率であつた（表193）。

同年十一月に至つて、政府は公職追放の適用範囲を地方公職にまで拡大した。市内の町村長の多くは戦時中は大政翼賛会の地方役員を、その立場上勤めていたし、中には「東亜連盟」とか「やまとむすび本社」など、国粹主義団体の地方役員もあつた。

兵庫県下では県会議員四九名中二〇名・市長九名中七名・町村長三三一名中二二八名・市町村助役三五二名

表163 昭和21年～22年の各種選挙における
豊岡町の有権者数・投票者・投票率

選挙名		第22回 衆議院議員	第23回 衆議院議員	第1回 参議院議員	県会議員 町会議員	県知事 長
選挙年月日		昭和 21.4.10	昭和 22.4.25	昭和 22.4.20	昭和 22.4.30	昭和 22.4.5
有権者	男女	4,521人 6,605	4,946人 6,146	4,955人 6,174	4,915人 6,107	4,831人 5,872
	計	11,126	11,092	11,129	11,022	10,703
投票者	男女	3,805 4,308	4,496 5,603	4,561 5,332	4,728 5,876	3,893 4,458
	計	8,183	10,099	9,893	10,604	8,351
投票率	男女	84% 66	90% 91	92% 86	96% 96	80% 76
	計	74	91	88	96	78
備考		大選挙区 制	中選挙区 制		町議に 30人	知事に岸田 幸雄、町長 は無投票で 佐川辰夫

これらの組織は十五年九月に内務省通達で整備を通過したものであるが、従来は大政翼賛会の末端組織に位置づけられて警防の単位となり、部落会長や町内会長には住民証明や配給証明発給など生活権にかかわる権限が

中一〇五名が追放された(『兵庫県百年史』)。

二十二年四月十七日、「住民自治」と「団体自治」を主軸とする『地方自治法』が公布された。従来、県知事は国からの任命、市町村長は議会議員が互選して県知事が認可していたものが、どちらも議会議員と同様に住民による直接選挙に改められた。

この四月は、わが国が民主国家に生まれかわるための洗礼月で、五日は県知事と町村長選挙・二十日は初の参議院議員選挙・二十五日は衆議院議員選挙、そして三十日には県会・市町村会議員選挙と四回に分けて六つの選挙が行なわれた。市域内農村部でも農民組合の推薦する自作層農民の村会議員への進出が目立った。

部落会・町内会
の解散
昭和二十二年五月には部落会・町内会・隣組などの解散政令が公布された。

付与されていた。

解散令はGHQがこれらの組織を軍国主義の温床と見なしたために発せられたが、この自然集落として最も基礎的な地域社会共同体機構は一片の政令をもって解体霧散するような組織ではなく、部落会長・町内会長は各町村職員の「地区駐在員」(旧城崎郡域)や「里長」(旧神美村)の名で温存された。隣保制も、戦後に至ってむしろ定着したといえる。

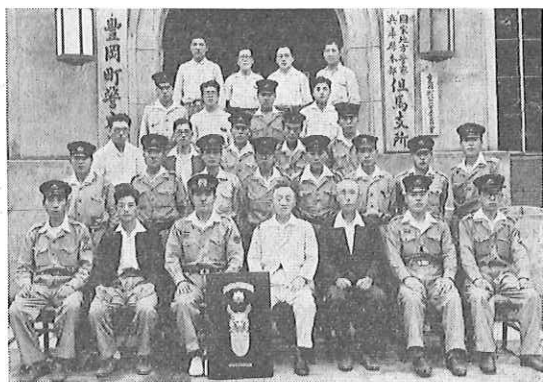
GHQによるわが国の占領政策は、二十五年六月に発生した朝鮮戦争を境に大きく変化し、日本の非軍事化政策は反共防壁政策に転換し、二十五年七月以降は報道機関や国鉄などでレッドパージ(共産主義者追放)が行なわれる一方、八月には警察予備隊が創設され、二十七年四月には『公職追放令』を始め多くのポツダム政令が廃止された。

第二節 警察と消防

豊岡警察署

豊岡警察署が大開通の旧位置(中央町二番一号)に庁舎を新築して、宵田町の一隅から移ったのは、昭和二年一月のことである。

その豊岡署は、敗戦後、全国的な国民道徳荒廃の中での経済統制違反の取締りに忙殺された。豊岡駅前には、ヤミ市まがいの露店が出現していた。二十三年五月には経済監視官制度が設けられて、豊岡署にも担当官二二人が配置され、悪質買出しや禁制品販売を取締まった。この経済監視官制度は一ケ年で廃止、「警察」に



写253 設置当初の豊岡町警察署・公安委員と署員
国家地方警察兵庫県本部但馬支所も併存した

吸収された。二十年十月四日、GHQは県下で二五一名の思想取締りの元凶と見なされていた特高警察官を追放した。二十三年二月一日、警察署は国家地方警察と自治体警察に分割されることになった。これは内務省を頂点とする中央集権的警察制度の画期的な変革である。このとき、但馬地方では豊岡町を始め香住・日高・出石・生野・八鹿・浜坂の各町に、それぞれ自治体警察が置かれた。それ以外の町村は国家地方警察の所管となり、豊岡市域では城崎北地区警察署が城崎町内に置かれて城崎町・内川村・港村・新田村・五莊村・奈佐村などを管轄、城崎南地区警察が日高町警察署に同居して、日高町を除き国府村・中筋村を含む旧気多郡域を管轄、出石地区警察署が出石町警察署に同居して出石町を除き神美村を含む出石郡域を所管した。

各自治体警察には公安委員会が設けられ、署長以下署員の任免権がゆだねられた。二十三年、豊岡町では公安委員に横山良造(前豊岡町長)・友田信一(農業会専務理事)・名村元法(養源寺住職)を任命した。この委員は任期三年で、一年ごとに一人が交替する方式がとられていた。警察署長には谷淵修一が迎えられた。署員は署長以下二七名であった。

ところが、二十四年一月には、早くも自治体警察の悩みが話題になり始め、日高・出石両署では、庁舎の新

築問題・人事の停滞、そして何よりも人口五〇〇〇人や一万人の小さな町での町財政負担の増大が問題にされている。これに対して豊岡町の場合は、人件費に見合うべき入場税付加税（予算一四四万）が予算通りには入らないが、町としては耐えなければならぬとして自治体警察を是認している。

豊岡町警察は、二十五年四月市制施行後は豊岡市警察となり、公安委員には横山良造の他、岡本会一・伊地智義計が任命され、自治体警察廃止まで続いた。翌二十六年九月には、県下の自治体警察をもつ二六町でその存廃について住民投票が行なわれ、但馬では豊岡市を除いて五町とも廃止に賛成した。県下では、存置と決まった西脇町を除き、残り二五町は廃止と決定した。かくして、兵庫県北部では豊岡市警察だけを残して、他は国家地方警察となった。

しかし二十九年、『自衛隊法』『破壊活動防止法』など、政府の立法化政策の中で『警察法』も改正されて、自治体警察は三十年七月までの間にすべて廃止され、豊岡市警察は二十九年七月一日から兵庫県警察豊岡警察署と名称を変えた。

自治体警察の廃止については、都市部の自治体公安委員会・同警察署長など内部からも相当の反対があり、豊岡警察署内にも同調を求めるパンフレットがくばられ、①「警察行政の一元化」というが、それは「地方分権の本旨に反する」、②「自治体財政負担の軽減」というが「財源は地方交付税で裏付けされるべきものである」、③「自治体警察は弱体というが、上からの権威が果たしてよいのか。むしろ広域自治体警察こそ推進すべきもの」、などと主張されている。

三十二年二月、県警豊岡警察署は日高警察署を合併し、豊岡警察署日高警部派出所ができた。

表164 少年犯罪数
(市内)

区分	昭53	昭60
①犯罪少年	106	154
②触法少年	29	45

- 注
 1. 罪を犯した14歳～20歳の少年
 2. 触法行為をした14歳未満の少年

テ編成」することなどが規定されている。しかし、豊岡町消防組だけの組織では弱体で、明治三十五年五月に中町では「中町義勇消防隊」を設け、三一八円余を

消防組・警防団・消防団

である。この規則には、「豊岡町消防組」と称し「人員ハ四十名乃至六十名ヲ以

表165 豊岡市内の自動車類の増加状況

		普通自動車 (台)						運転免許者数 (港地区を除く)
年次 (昭和)	総数	バス	乗用車	小型乗用車	貨物車	三輪車	特殊車	
40	2,073	1	5	352	1,502	199	14	
50	9,194	28	51	5,185	3,771	13	146	
60	13,552	30	191	9,470	3,638	0	223	

		軽自動車 (台)					運転免許者数 (港地区を除く)
年次 (昭和)	総数	軽自動車	原付自転車	小型特殊車	小型二輪自動車	名	
40	6,733	1,447	3,778	1,501	7		
50	9,976	3,704	4,733	1,460	79	15,571	
60	16,605	6,284	7,929	2,249	143	18,992	

- 注
 1. 軽自動車は、軽二輪、軽三輪、軽四輪貨物車、同乗用車を総称する
 2. 原付自転車は、排気量125cc以下50cc未満の車を総称する。

以来、警察は治安維持業務のほか交通規制や交通違反取締まりが重要業務となる。元町交差点（中央町。太陽神戸銀行前）に但馬地方で最初の交通信号が設けられたのは昭和三十六年七月である。四十二年四月には豊岡駅前、四十三年には立野橋詰（中央町）に相対して設置され、五十年には三二ヶ所・六十年には四七ヶ所（港地区を除く）に設けられている。四十六年から市街地で、車輛の一方通行規制が行なわれるようになった。自動車類の運転免許人員は、市内（港地区を除く）で四十六年一万五五七一人、六十年は一万八九九二人に急増している。

また、一方では現代社会の中に生じるひずみの中で青少年の犯罪も目立つようになり、その補導・取締まりなども重要な業務として加わって来た。

豊岡町は明治二十四年七月、『豊岡町火災消防組規則』及び『同心得』を制定したが、これが豊岡地域の消防組織の最初の記録



写254 豊岡市消防団出初式における放水試験
(昭和61年)

支出して手動ポンプ一台を設置した。隊員は監督以下二二名、帽子・はっぴ・ももひきは中町から貸与され、大正十四年五月二十三日の北但大震災にも大いに活躍したと伝えられている。

豊岡町内には、このように町の公設消防組と各町内ごとの義勇消防隊の組織があったが、これが一本化されたのは昭和九年一月の出初式のときからである(『豊岡市消防団記録』)。

十二年一月、消防会館(中央町。総坪数八九坪・工事費八四九六円)が建設された。戦時体制下の十四年四月、豊岡警防団に編成替えとなり、団長・副団長は知事、団員は所轄警察署長の任命となったが以後、消防活動の他に防空訓練などに従った。十九年二月、自動車ポンプ一台を神戸市に供出。二十三年七月、豊岡警防団と五庄村警防団は解消し、合併して「豊岡五荘消防団」に生まれかわったが、二十五年四月には豊岡市制施行とともに関係村と合併して豊岡市消防団となり、五分団制をとった。その後、奈佐・港・神美各村を合併して八分団制となり、三十三年十月一日現在では団員数九九五名・普通消防自動車五台・三輪ポンプ車二台・手引動力ポンプ十九台・可搬式動力ポンプ六台を保有していた。三十七年四月現在で団員は六六九人となった。

豊岡消防署

戦時中から消防署業務は兵庫県在所管であったが、戦後二十二年十二月一日付で兵庫県豊岡消防署が設置され、定森警署長以下十三名が自動車ポンプ一台とともに豊岡に着任し

表166 消防力の現状

署・所 区分	消防吏 (人)	面積 (km ²)	人口 (人)	車 両		
				ポンプ車	救急車	その他
管内全域	64 (本部10人含む)	565.01	86,880	6	4	4
豊岡消防署	32	162.11 (豊岡市)	49,103	4	2	3
日高出張所	12	151.30 (日高町)	19,553	1	1	1
出石郡出張所	10	251.60 (出石町・但東町)	18,224	1	1	1
豊岡市消防団	団員 530			13		1

たのは、同月八日の深夜であった。ところが、その十二月に『消防組織法』が公布され、消防業務は市町村の業務となった。

二十三年三月六日、豊岡町及び五荘・奈佐・新田・中筋四ヶ村は、県知事の許可指令を得て三月二十五日付で豊岡町他四ヶ村消防事務組合立の豊岡組合消防署を置いた。事実上は県から組合への移管である。

二十四年度の組合の予算総額は二九四万三〇〇〇円で、分賦金は豊岡町二六四万九〇〇〇円・五荘村十四万七〇〇〇円・新田村四万六〇〇〇円・中筋村五万七〇〇〇円・

奈佐村四万四〇〇〇円であった。二十五年、豊岡市制施行とともに組合立を解散し、豊岡市消防署となった。

その後、自動車や家庭燃料の石油化やガス化が進むとともに、危険物の安全管理指導を強化した。二十七年十月には全戸加入の豊岡市消防保安協会が設けられ、三十五年二月からは救急自動車一台の寄贈をうけて救急業務も行なうようになった。五十年十月に港分遣所を市役所港出張所内に開設した。

五十八年九月、豊岡市と常備消防をもたぬ日高・出石・但東三町で北但広域消防事務組合を設立し、豊岡消防署の出張所を日高町及び出石郡に設けた。

第二章 豊岡市制の施行

第一節 町村合併への動き

北但都 戦後、町村行政の民主化の改革が進められる中で、豊岡町は市制施行をめざして隣接村との合
市 構 想 併問題の協議を始めた。

昭和二十一年一月には新田・五荘・奈佐三ヶ村と、同月三十日には中筋・国府・神美三ヶ村、合わせて六ヶ
村との協議が町役場で開かれた。

この動きに賛意を表し、その推進を始めたのは思いがけなくも当時のGHQ姫路駐在軍政武官で、姫路市と
近隣町村の合併を推進させていたラモート中佐であった。このラモート中佐から豊岡町及び前記六ヶ村に招請
状がとどいて、姫路市役所で同中佐と一町六ヶ村の町村長との会談が行なわれたのは二月一日午後のことであ
った。この席で、ラモート中佐は裏日本に港をもつ文化都市、山陰の要都づくりを説き、このためには出石・
日高・城崎三ヶ町にも呼びかけるべきだとの意見を述べた。予想外の大規模合併への展開に、その推進論者であ
る伊地智成豊岡町長も呆気にとられた形であったという（『神戸新聞』昭和21・2・3）。二月四日、豊岡町は

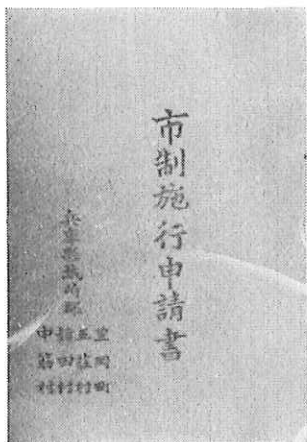
緊急町会を開き、次の決議案を満場一致で可決した。

「時勢ノ進運ニ伴ヒ北但地区ニ近代的一大文化都市ヲ建設スル為、城崎郡豊岡町・日高町・城崎町・港村・五荘村・国府村・中筋村・新田村・奈佐村・内川村・八代村、出石郡出石町・神美村・小坂村ヲ併合、市制ヲ断行シテ強固ナル地方自治団体ヲ建設シ、民主主義ニ依ル地方行政ヲ執行シ、以テ自治ノ振興發展・住民ノ福利増進ヲ期セムトス」

翌五日には、豊岡町役場階上で市制促進大会が開かれた。二月六日には、日高・出石・小坂・奈佐・五荘・新田・城崎・内川八ヶ村は城崎郡町村会事務所で協議したが、すでに日高・出石両町は反対意向を明らかにしており、他の村々も結局、保留の意向を固めた。日高・出石両町の主たる反対理由は、自治体警察を廃止しなければならぬ・豊岡第一主義である・合併後の展望が明らかでない、というものであった。

港村は二月七日に村会を開き、港村長は豊岡町長が町議会に上程したのと同文の決議案を上程した。このように港村がいちはやく反応を示そうとしたのは、津居山開港への期待感があつたことであつた。同村会は「十四ヶ町村ノ大同団結ヲ目途トシ提案セラレタル村長ノ意ハ諒トスルモ、合併後ノ具体的運営方針等明ラカナラザル現状ニ於テ、合併即決ヲ不可トスル村民大部ノ意向ハ無視シ難キモノアルヲ以テ本案決定ヲ見合スノ要アリ」との理由で決議を保留した。

しかし、二月七日には豊岡町消防会館に関係町村長らが集つて、「北但地区の新都市建設を前提とする十四ヶ町村組合」を結成することを約し、その準備委員長に伊地智成豊岡町長を決めて合併への余韻を残している。



写255 市制施行申請書

豊岡市制 その後、二十一年秋には公職追放は地方自治体に及び、伊地智豊岡町長はじめ、多くの町村長への胎動 助役らが失職し、状況は大きく変化した。

翌二十二年三月には『教育基本法』と『学校教育法』が制定され、六・三・三制の新教育制度の採用がきまり、新制中学校は豊岡町及び新田・五荘・奈佐・中筋四ヶ村による組合立の南・北二校を設ける方針が立てられた。

同年四月、佐川辰夫が豊岡町長に無競争で当選したが、神戸新聞が「大豊岡構想を秘めて」と見出しにかかげて同氏の就任を歓迎しているところに、当時の豊岡町民の豊岡市制への期待が読みとれる。二十三年三月からは、新制中学設立組合と同じ町村による「豊岡町外四ヶ村消防事務組合」が生まれて「豊岡組合消防署」が設置された。このような状況下で、豊岡市制構想は自然に機が熟して来たといえる。

それでも、村部では、町村制施行以来六〇年間続いた村名の解消には慎重論者もあつたし、それぞれ思惑もあつて、合併交渉は一挙には進展しなかった。具体性をもって豊岡町並びに五荘・新田・中筋三ヶ村が市制問題への取組みを始めるのは二十四年三月ごろからで、それぞれ町・村会内に合併準備会または研究会を設けて検討を始めた。

四ヶ町村で構成した市制研究合同委員会では豊岡市制構想案が検討され、二十四年十一月二十八日、関係一町三ヶ村は、同時に町会・村会を開会して全員一致で「市制施行について」

「兵庫県城崎郡豊岡町・同郡五荘村・同郡新田村・同郡中筋村を廃して、その区域をもって昭和二十五年四月一日から豊岡市を設置する」ことを議決した。ここに面積七九・七二平方メートル・人口三万一六一〇人・戸数六五〇六戸（昭和二十四年十月一日現在）で兵庫県第十番目の新市の誕生が約束されたのである。関係一町三ヶ村は直ちに町村長・助役・正副議長ら三〇人の市制準備委員をもって構成する市制実施本部を豊岡町役場内に設けて、兵庫県への「合併申請書」の作成など合併に向けての諸準備を進めた。

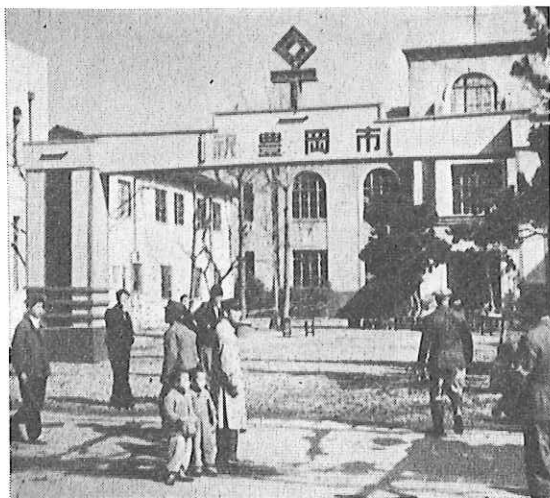
明けて二十五年二月二十八日、この合併申請は兵庫県会に上程され可決された。

二月には、京都市中京区在住の中江種造翁の嗣子・中江龍二から市制施行へのお祝いにと、妙楽寺にある宅地一七三二坪・山林四反九畝余及び、その地上の中江氏別邸本館（建坪五三坪）・離屋（一三坪）・土蔵・付属建物などに修繕費として現金五万円を添えて豊岡町に寄付申出があった。なお、この土地と建物は、中江氏の了承を得て二十六年、豊岡カトリック教会に売却し、代金は大学設置資金にあてられた。

第二節 豊岡市制の施行

豊岡市 昭和二十五年四月一日、豊岡町・新田村・五荘村・中筋村の一町三ヶ村は解体合併し、豊岡市の誕生が誕生した。前豊岡町長・佐川辰夫が市長職務執行者となった。事務員や作業員ら職員九七人

であった元の町役場は、一挙に一四三人の職員にふくれあがり、総務・経済・土木三部の下に九課及び教育室が置かれた。



写256 市制施行時の市役所（昭和25年4月）



写257 豊岡市制祝賀の市職員行列

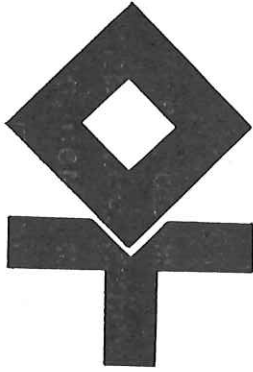
四月一日から三日間は、市内の目抜き通りは市制記念行事で賑わった。一日は豊岡小学校講堂で十時半から内閣総理大臣や兵庫県知事各代理を始め多数の来賓を迎え、前町長・議長ら六〇〇人が出席して市制施行式典が行なわれた。この席上、佐川辰夫市長職務執行者は、次の式辞をのべた。

「先進都市と隔絶され、進運に取り残された但馬中心地に文化都市が誕生したのは、地の利、時の運、人の和によるもので、豊岡・五荘・新田・中筋四ヶ町村の光輝ある歴史と治績を継承し、但馬の大和の精神に生

きる三万二千の新市民のあるところ、新市の興隆と繁栄は必ず期せられると信じます」

一日はあいにくの雨であったが、二日・三日は市内の目抜き通りは花火の打ち上げ、花ダンジリ・花バス・屋台の

図16



市章



写258 初代豊岡市長 佐川辰夫
(名誉市民)

図17

豊岡市歌

作詞 櫻原 太郎
作曲 木下 保

♩ = 102 ~ 112
Moderate *mf*

あさはあけたり さやけきくろひねみお

Poco

やのこのつちわれらうけたり

こくしいでたり しんじんきはへり はえ

f *ff*

あられさしぞいごつぎゆくべし

はばたけとよおかふしちやうとよおか

- (1) 朝は明けたり さやけき来日蹟
みおやのこの土 我ら承けたり
国土出でたり 新人競えり
栄えある歴史ぞ いざ継ぎゆくべし
羽ばたけ豊岡 不死鳥豊岡
- (2) 荒るる北海 鉄しき雪嶺
遠化の試練に 我ら堪えたり
杞柳青めり 野に風かおれり
飛躍のれいめい 仰ぎて謳わん
羽ばたけ豊岡 不死鳥豊岡
- (3) 水はめぐれり 豊けき円山
自由の精神 我ら汲みたり
人は和したり 産業興れり
理想の自治体 奮って創らん
羽ばたけ豊岡 不死鳥豊岡

市歌の歌詞は一般から公募し、選者・富田碎花によって県立豊岡実業高校樫原太郎教諭の作詞が選ばれた。作曲は豊岡市出身の音楽家木下保に依頼した。市歌発表会は、十一月三日の文化の日の午前九時から豊岡小学校講堂で、市内小学校児童代表や豊岡混声合唱団の合唱によって披露された。

で開かれた。

市章と市歌

八月十日には市章が制定され告示された。従来の豊岡町の町章を、わずかに改作したものである。



写259 豊岡市歌発表会の新聞記事

繰り出し、幼稚園・小・中児童生徒ら六〇〇〇人の旗行列、豊岡青年団の商店訪問競走、豊岡小学校講堂での全但音楽コンクールなど、二日間で二〇数万の人出で賑わった。

初の市長・市議会議員選挙は四月二十日に告示され、五月十日に投票が行なわれた。市長選挙には市長職務執行者で県議会議員の佐川辰夫と但馬体育連盟会長大橋儀三郎の二名が、市議会議員選挙には定員三〇名に対して四三名が立候補して争った。この結果、初代市長には大差で佐川辰夫が当選した。

市制発足にもなって豊岡市商工会議所や商店連合会が誕生し、豊岡市連合婦人会・同連合青年団も結成された。第一回市民体育大会は九月十七日豊岡小学校で、第一回豊岡市展は十一月二日から四日間、市役所二階のホール

第三節 豊岡市域の拡大

奈佐村・港 昭和二十四年一月、ドッジ公使らが来日してわが国へ超均衡予算を勧告し、五月にはシャウプ税村との合併 制使節団が来日して税制改革を勧告して以来、国と地方の行財政配分がとり上げられ、市町村規模

の適正化が課題となってきた。二十五年十二月、国に設けられている「地方行政調査委員会」は、「行政事務再配分に関する勧告」を行なった。その中で、市はおおむね人口五万人以上で都市的形態を備えていること、町村はおおむね人口七〇〇〇〇人程度を適正とすることなどが示されていた。

二十八年九月一日、『町村合併促進法』が制定され、兵庫県でも同年十二月に『兵庫県町村合併促進条例』を制定し、兵庫県町村合併促進審議会を設置して町村合併試案の作成に当たり、翌年三月から五月にかけて第一次町村合併計画試案が諮問され公表された。この試案によると、城崎郡は次の五組のグループ、出石郡は二組のグループづくりが示された。

城崎郡

- 内川村・城崎町・港村
- 奥竹野村・中竹野村・竹野町・三椒村
- 奥佐津村・口佐津村・香住町・長井村・余部村
- 国府村・八代村・日高町・三方村・西気村・清滝村

○奈佐村・豊岡市

出石郡

○出石町・室壇村・小坂村・神美村

○合橋村・高橋村・資母村

そして、奈佐村・豊岡市の歴史的地理的行政的関連性として、「一、人情・風俗・習慣ともに近似している。二、両者は相互に地形的に密接な関係にあり、また国鉄豊岡駅を利用し、バスも相互に通じている。三、豊岡病院一部事務組合に加入している」と指摘され、内川村・城崎町・港村の関連性としては、「一、三町村は、町村制施行前一つの行政区画をなし同一戸長のもと密接な関係があった。二、円山川下流域に位置し相接統して集团的区画をなし、交通は山陰本線が城崎、内川両町村を通り、舗装県道が円山川沿いに南北に走り、バスも至便であり観光地帯として利害が共通する。三、城崎町・港村は都市計画区域に指定され、また城崎町・内川村は小学校・中学校とも一部事務組合をもって共同設置されており、さらに円山川内水面漁業振興については従前より円山川漁業組合として共同計画実施している」と指摘された。

国府村は、日高町など一町四ヶ村と歴史的地理的に密接に関連し、風俗習慣・交通・豊岡病院組合・道場堰土地改良区・豊岡高校分校の同一校区などの近似・同一性があげられており、神美村は、出石町・小坂村・室壇村と歴史的・地理的・行政的に関連性深く、人情・風俗・習慣の近似、出石神社同一氏子、交通・産業・学・病院などの一体性があげられている。

合併計画の基礎となった関係市町村の人口・面積・財政規模は次のとおりである。

表167 合併試案のグループ明細

計	神美村	小坂村	室植村	出石町	計	清滝村	西気村	三方村	日高町	八代村	国府村	計	港崎村	城崎町	内川村	計	豊岡市	奈佐村	関係市町村名	人口	面積	昭和二十七年	昭和二十七年	備考	
																				(人)	(平方料)	歳入	歳出		度決算額
一六三三七	四六五	二五〇	三七四	五三九六	二二〇五一	二六九〇	一、四三三	四九三	八、六五	一、五八	三、七〇五	二〇三六一	四八八	三、九三	一、五二	三、九四	三、六六	二、六六							
二二六	四七五	七七八	五〇二	八一	一四七	一六〇	三三七	四〇〇	二九三	二三五	二二二	六〇〇	二六九	二一七	一九四	二〇六五	〇、〇八	二七、七〇	六、二〇						
四、五三	二、〇九	七、五一	九、三三	一六、三四	六、六五	七、四八	七、二二	一四、〇四	二五、九八	四、六五	九、二〇	四、三〇	一四、一四	三、〇四	五、二二	二二、七〇	二七、五〇	三、〇八							
四、七三	九、五九	七、一九	九、六七	一六、三三	六、六二	六、九六	七、三二	一三、九三	二五、六四	三、六一	八、五八	三、三五	三、一八	二、〇九	五、二二	二五、八五	三、〇八	五、六七							
				モデル地区											将来豊岡市との合併も考えられる。			将来、「城崎町、港村、内川村」との合併も考えられる。							

昭和二十八年年度から豊岡市議会は豊岡市拡大調査特別委員会を設けて、県の試案にとらわれないで独自の合併案を進めていたが、十月五日には奈佐村・神美村・小坂村を、十月八日には奥竹野村・中竹野村・竹野町を、十月十日には内川村・港村を、十月十六日には三椒村・国府村を、十月二十日には久美浜町を、十月二十三日には城崎町を歴訪して、合併への打診を始めた。久美浜町は府県を越える合併は考えず、城崎町は関心が薄く、内川村は小・中学校、幼稚園を城崎町と組合立で経営していて動きがとれない状況であった。当時、はっきりとした合併賛成は奈佐村だけであったが、その後に港村は津居山港開港に向けて豊岡市の協力が必要と考へ合併の方向に傾いた。

二十九年二月四日、豊岡市は奈佐・港兩村に対して合併を申し入れた。同時に城崎町も港村



写260 豊岡市合併を訴える三地域の陳情団
(昭和32年3月29日。兵庫県庁にて)

に対して合併申し入れを行なった。しかし、このときすでに城崎町と内川村の両者は相互合併の方針を固めていた。港・城崎・内川一町二ヶ村の町村長の最後の話し合いでは港村長は一貫して豊岡市への大同合併を説き、城崎・内川両村長らは県の原案通りの一町二ヶ村の合併をゆずらず、ついに袂を分かつことになった。城崎・内川両町村は、二十九年九月に兵庫県会に合併申請書を提出した。

幾多の曲折の末、県会は三十年三月二十三日、城崎町を含む大豊岡市建設を前提として港村の豊岡市合併を承認し、同年四月一日に奈佐村と港村は豊岡市に編入された。港村合併に際して県から城崎町を含む大豊岡市構想が示唆されたことに鑑み、豊岡市は三十二年二月にも城崎町に対して合併協議を申し入れたが、ついに組

上へのせるには至らず、実現を見ないまま現在に至っている。

神美村穴見谷 出石郡神美村のうち穴見谷一〇ヶ集落(奥野・市場・

地区の合併 三宅・森尾・立石・香住・長谷・倉見・下鉢山・上鉢

山)は、昭和三十三年九月一日に境界変更により豊岡市に合併した。

これに至るまでの経過は神美村にとって苦渋に満ちた歩みであった。

神美村では新制中学校建設をめぐる、二十三年三月から小坂村との組合立の規約を設け、両村の合併の協議も進むかに見えたが、三宅小学校校区の反対で暗礁にのり上げていた。そこに、県が二十八年十二月二十八日に出石町と室埴・小坂・神美三ヶ村を合併モデル町村として合併を推進させようとしたことによって、紛争は再燃した。

二十九年早々には、村に合併研究委員会も組織されたが、たまたま前年の十月五日には豊岡市議会から神美村と小坂村に合併の意向が打診されていたことから、村内でも穴見谷一〇ヶ集落は別個に豊岡合併期成同盟会を結成、豊岡市に対して合併へのアプローチを進めた。当時の平尾源太夫（先代）村長は「分村は悲劇」と説いて村民をまとめようとしたが、一〇ヶ集落の結束は固かった。

三十一年六月には、穴見谷から豊岡市との合併委員を選出して市との合同会議にのぞみ、県に対しても分村合併を陳情、安良・田多地二集落も同調した。この動きを見て、豊岡市合併に同調しようとしたのが小坂村のうち伊豆・福居・島三集落であった。この三集落は豊岡市に隣接するとともに安良・田多地とは一つの水利組合をもち、共有林野もあったため、この五集落間の一体感も強かった。このような事態となれば、出石四ヶ町村ブロックの合併は瓦解することになる。しかも、『町村合併促進法』は三十一年九月末で期限が切れる。県当局はあせって、北但地方事務所長らが神美村役場・小坂村役場に出張、村長・村会議員・里長（地区総代を神美村ではこのように呼んだ）に四ヶ町村合併推進を強く勧奨し、神美村安良字月が下に出石町北中学校を建設すること、神美村国保直営診療所の建設を四ヶ町村で進めることなどの斡旋案を示して説得に当たったが、効果はなかった。

十一月六日、神美村会は議員提出の二議案を審議し、神美村の豊岡市編入については九対六で可決し、四ヶ町村を廃して新出石町を設置する案は六対九で否決された。この直後、安良・田多地の二集落は態度を変えて四ヶ町村完全合併の支持を表明し、逆に小坂村の三ヶ集落は十二月八日、部落代表及び委員名で豊岡市長に合併を申入れた。

十二月二十二日には、県の町村合併促進審議会委員俵静夫（神大教授）ら四人が県職員とともに来村、村人一〇〇〇人が集まった三宅小学校では豊岡市合併派の陳情を、約四〇〇人集まった小野小学校では四ヶ町村完全合併派の陳情を聴取した。このとき新田堰樋門上で待機していた小坂村三集落陳情団は、路程を変更されて肩すかしを食い、私服警官が所々に立って万一に備えた（『神美村誌』）。

三十二年一月二十五日、村長の任期が満了したが、無投票で平尾源太夫が再選された。対立候補を立てて出石合併派と分村派が争う愚かさをさげようとしたものである。

『新市町村建設促進法』の勧告期限切れとなる三十二年三月末をひかえて、県は四ヶ町村完全合併を熱心に勸説し、出石町・室壇村・小坂村及び神美村が合併するよう勧告した。三月二十一日、神美村では村会議員と里長の協議会が招集されたが、穴見谷一〇ヶ集落側は招集にも応じず、両派とも要所要所に見張り番を設け、夜は篝火をたいて氣勢をあげた。

三月十七日の県審議会では、穴見谷の分村はやむなしの方針が打ち出されたことが橋本省三県議から市役所に内報されており、このことは、いち早く神美村にも伝えられた。激怒した出石・室壇・小坂各町村長や議長らは、豊岡市長あてに県の未発表のことを報道して住民へ不安と動揺を与えたと抗議するという一幕もあった。平尾村長は二十四日上県して実情を訴え、県は遂に町村合併調整委員の調停に付した。同委員から調停案が示されたのは二十九日午後三時ごろであるが、これは穴見谷一〇ヶ集落を豊岡市へ境界変更するというものであった。この調停案に対して出石町ほか二ヶ村及び小野谷側からは不当な調停として非難の聲が上がり、県会議員正木定らを先頭に委員室に「突入」して、民意無視と難詰した。



写261 豊岡市への神美村合併祝賀行列

三月三十日には、神美村会及び豊岡市会が神戸市内で開かれ、神美村会では四ヶ町村完全合併派の七議員欠席のまま、豊岡市会は満場一致で、この調停案を受諾した。

納まらぬのは神美村小野谷側六ヶ集落及び出石・室埴・小坂三ヶ町村で、一時は神美村・豊岡市・県を相手に行政訴訟の動きを見せ、自治庁及び県に善処方を陳情もした。五月には、県審議会長や地方課長らが出石町に来訪して慰留に努めた。四ヶ町村は破局回避に動き始め、六月二十五日には新町名を「出石町」とし、合併予定日を九月一日とすることなどの『四ヶ町村合併協定』を

締結した。

小坂村三ヶ集落は行き場を失った格好だったが、県の裁定に従うことを名分として出石町への合併を承知した(伊崎一夫氏談話)。

六月二十六日、四ヶ町村は一斉に町村議会を開いて、次の通り議決した。

「 町村の合併について

出石町・室埴村・小坂村及び神美村を廃し、その区域をもって新たに出石町を設置し、同時に各町村有財産は総て出石町に帰属せしめるものとする。

但し、同時に神美村の区域のうち、大字奥野・市場・三宅・森尾・立石・香住・下鉢山・上鉢山・長谷・

表168 神美村両地区の大勢

	穴見谷10ヶ集落	小野谷6ヶ集落	計
人口	2,421人	2,100	4,521
世帯数	430	363	793
選挙権者数	1,485人	1,252	2,737
田	3,226.40反	2,646.60	5,873.00
畑	392.70反	387.00	779.70
山林	4,215.10反	3,408.60	7,623.70
宅地の他	49,557.35坪	44,279.84	93,837.19
その他の	19.10反	467.60	486.70
住民税	889,420円	706,800	1,596,220
固定資産税	2,597,110円	2,211,940	4,809,050

倉見の区域は豊岡市に編入し、その区域に属する財産は豊岡市に帰属するものとする。」
 出石町側に名を与えて、豊岡市側は実をとった議決である。合併は九月一日と官報に告示された。
 神美村は八月三十一日、小野小学校で解村並びに閉庁式を行なった。
 神美村農業協同組合も解散し（解散決議三十二年八月一日）、穴見谷一〇ヶ集落（組合員四一八人）は豊岡市神美農協に、小野谷と安良・田多地（組合員三六一人）は小坂村農協に合併した。

日高町上佐 城崎郡国府村は、兵庫県が策定した町村合併計画にもと
 野の合併 づき昭和二十九年七月には合併研究委員会を設け、「絶対

分村はしない」ことを前提にして具体的検討に入っていたが、十月六日の研究委員会では日高ブロックへの合併を主張する南部五ヶ集落（松岡・土居・上郷・府市場・府中新）と、豊岡市への合併を主張する北部六ヶ集落（上佐野・納屋・竹貫・上石・芝・池上）及び中立（野々庄。後に豊岡市への合併を希望）に分かれて対立した。

この間に日高町及び三方・清滝・西気三ヶ村は合併準備を進め、国府村も意見未調整のまま、二月十七日の村議会は日高ブロックへの合併を議決した。

いきり立った北部七ヶ集落民は、県や県議会に激しい陳情運動を続けたが、県の仲裁で「一たん日高ブロックとして合併し、そのあと新町で

表169 上佐野・納屋の人口・世帯数

	上 佐 野	納 屋	計
世帯数	44戸	22	66
人口	229人	112	341
有権者	137人	74	211
農家	37戸	6	43
土地面積(固定資産課税台帳による)			4,166 ^坪

(昭和31年1月現在)

野・納屋については、分村と豊岡市への合併はやむを得ないとする県調停委員の意見もあり、その後も豊岡市との合併を訴えてやまず、日高町と県もついにこの二ヶ集落の分離を認め、三十三年一月一日、日高町上佐野(納屋を含む)は境界変更により豊岡市に編入された。

考慮する」との話し合いが続き、新日高町は三十年三月二十五日に発足した。しかし、その後七ヶ集落の日高町や県への陳情にもかかわらず話し合いは進展せず、七ヶ集落は町税滞納の強硬手段に出た。この間、豊岡市側は県及び日高町に必要以上の刺激を与えることを避けて、終始静観の姿勢を崩さなかった。

事態を憂慮した県は、三十二年三月七日に県町村合併調整委員の調停に付し、北部七ヶ集落代表者に分町を断念することを説得し、ついに七ヶ集落代表は八代川の改修・八代―国府駅―中筋―出石線の道路整備と架橋・府中中学校の存置などを条件として、日高町に留まることを決めた。しかし、上佐

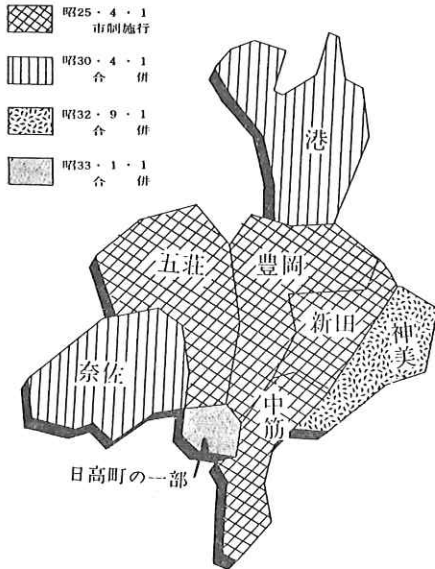


図18 市域の拡張

第三章 社会保障と福祉行政

第一節 福祉行政

戦後の救貧 終戦の年の昭和二十年早春のころから、豊岡市域内でも都会から疎開した戦災罹災家族が寺院と母子対策 や公会堂などに入居していたが、兵庫県北但地方事務所管内（現在の豊岡市域を含む城崎郡・

出石郡・美方郡）への転入者は縁故疎開三七六四世帯・一万一七九〇人、無縁故疎開二七四世帯・七五二人であった（『兵庫県地方事務所十周年記念誌』）。八月十五日以降は満州（中国東北地方）や朝鮮を始め海外からの引揚者が目だち始めた。戦災家族も引揚家族も、ほとんど着のみ着のままの悲惨な状態であり、公の扶助を必要とする人びとが多かった。

『生活困窮者緊急生活援護要綱』による応急措置にもとづく生活扶助世帯は、豊岡町だけで二十一年に六三二世帯に達した。二十一年末には『生活保護法』が制定され、これによる扶助者は豊岡町で二十二年に二三〇三人に達し、他市町村分線替支弁として二三五人、二十三年は線替支弁九九九人を含んで一〇八七人となったが、二十四年には五四四人と急減した。豊岡町だけの数字をもってしても、終戦直後のころの異常さが推察される。



写262 開設当時の豊陵保育園の子どもたち
視察するのは豊岡町当局者と町会議員
(昭和23年10月)

兵庫県北但地方事務所は引揚者越冬対策として五荘村正法寺の豊岡
重工業株式会社工場を改造して春風寮と名付け、二〇室をつくり十六
世帯六五人を二十二年一月から入居させた。この他に豊岡駅前にも共
同宿泊所を設けた。共同宿泊所は二十五年十二月に、春風寮は二十六
年三月に、それぞれ役目を終わって豊岡市に譲渡された。

北但地方事務所管内では、二十四年十月現在で一三〇〇人の未亡人
があり、このうち夫の戦死によるものは五八七人であった。これらの
未亡人の結集によって、各町村に婦人共励会が結成された。県立北但
母子寮も小田井町に同年中に開設され、一〇世帯三〇人が入寮した。
これより先、二十三年十月には、豊陵保育園が寺町（現中央町）の自

性院境内に設置された。豊岡市内における、母子家庭や両親の共働きなどによって保育に欠ける幼児に対する
市内での最初の公的扶助施設である。

福祉行政 二十六年十月には市役所内に市福祉事務所が必置機関として置かれ、生活保護・児童福祉・身
の展開 体障害者福祉・同和対策の諸事業が総合的に実施されるようになった。

すでに二十一年十一月に制定された『日本国憲法』第二十五条に「すべての国民は健康で文化的な最低限度
の生活を営む権利を有する」とうたわれ、公的生活扶助の観念も戦前の「慈善的恩恵」から「生存権の保障」
へと変わってきた。生活保護基準も、たびたび引上げられて今日に至っている。また三十五年四月『精神薄弱

表170 生活保護・年次別保護人員、保護費支出状況

年次	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		その他	合計
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	金額	金額
昭和25年	169	5,026	483	67	408	363	434	2,594	95	8,145
35	568	7,024	249	540	188	510	181	10,790	1,146	20,010
40	330	10,275	157	1,250	88	485	141	18,717	286	31,013
45	256	14,646	114	1,726	54	844	148	23,251	268	40,735
50	280	47,740	164	5,107	65	2,551	168	62,485	164	118,047
55	254	63,466	161	8,279	75	3,995	149	99,196	354	175,290
60	293	80,557	233	15,419	64	4,517	172	121,456	3,840	225,789

注 1. 昭和25年度は奈佐、港、神美地区を含まない。昭和30年度は不詳。
 2. 人員は月平均、金額は1年通算。
 3. 「その他」の欄は出産・生業・葬祭扶助のほか、施設収容費を含む。



写263 豊岡老人ホームで生花を楽しむ老人たち

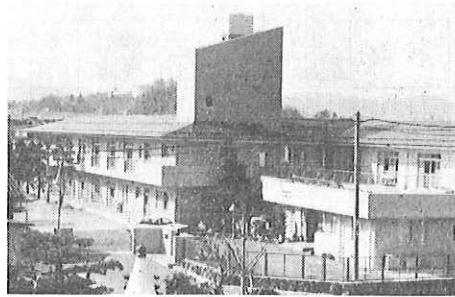
者福祉法』が、三十八年八月『老人福祉法』が、翌三十九年七月『母子福祉法』がそれぞれ施行されて、これらの業務が福祉事務所に加わってくる。

二十五年七月、恵まれない子どもの収容施設私立「いろは塾」を常光寺（城南町）に開設、四十三年四月閉鎖。二十六年十二月、市営の公益質屋を永井（現中央町）に設置、三十八年三月には兵庫県労働金庫但馬支店（生田通。現千代田町）に統合された。二十七年十月、市

立但馬養老院を塩津に開設、三十八年に豊岡老人ホームと改称した。三十五年四月、県立北但母子寮を豊岡市に移管して塩津に新築、千草寮と命名、四十七年三月廃止。四十七年九月、老人いこいの施設・市立長寿園を京町に開設。五十七年四月、豊岡福祉会館を城南町二三

表171 豊岡市善意銀行
預託・払出額

年次	預 託	払 出
38	60 <small>千円</small>	50 <small>千円</small>
40	707	462
45	2,054	2,857
50	5,685	5,195
55	12,295	11,978
60	14,109	14,146



写264 特別老人養護施設「こうのとりの荘」
(昭和60年開設。塩津)

表172
豊岡市の共同募金実績表

年次	目標額	実績額
25	440 <small>千円</small>	440 <small>千円</small>
30	510	547
35	596	947
40	1,462	1,554
45	1,847	2,236
50	3,008	3,605
55	4,346	5,183
60	5,500	5,776

『豊岡市社協30年の歩み』から

一六に建設。この中に豊岡市社会福祉協議会・心身障害者のための小規模授産施設「とよおか共同作業所」・老人福祉センター・保健センター・休日診療所を収容した。

北但一市一〇町で設立する社会福祉法人「北但社会福祉事業団」により六十年四月、特別養護老人ホーム「こうのとりの荘」を塩津町二一三七に建設。収容能力七〇人。

このほか、市内に保育所は市立五園・法人立二園が開設されていて、六八五人（昭和六十年四月一日現在）の幼児が保育されている。

民協と社協
市内で社会福祉活動を民間側から推進する二つのグループがある。一つは民生委員協議会（以下、「民協」と略称する）

で、民生委員は昭和二十三年七月の『民生委員法』施行により設けられたが、戦前には方面委員と称せられていた。厚生大臣から委嘱をうけた社会福祉の保護指導を任務とする名誉職で、生活保護・児童福祉・老人福祉などの社会保障法の施行について行政機関に協力するとともに、



写265 福祉会館

地域社会の福祉増進のために自主的な活動を行なう。民協は民生委員の組織体である。

他のひとつは、社会福祉協議会（以下、「社協」と略称する）である。

民主的な住民参加の社会福祉をねらいとして、豊岡市社会福祉協会が市役所内に設立されたのは二十五年九月七日である。共同募金会活動や社会福祉関係の法外援助などを行ない、県下市町村の類似組織中では最も早く設立された組織であるが、翌年十一月一日に社協に改められた。社協は共同募金会活動の他、二十六年十二月以来、毎年歳末助け合い運動を実施、三十七年五月からは「心配

ごと相談所」を、三十八年七月から豊岡市善意銀行を、同年十月からは結婚相談所を開設した。この社協は四十三年十月から市内全戸会員制とし、社会福祉法人とした。

社協内には市福祉団体運営連絡協議会が置かれているが、その構成団体は豊岡市老人会連合会（四十年四月）・豊岡市身体障害者更明会（二十五年四月）・豊岡市戦没者遺族会（同上）・豊岡市傷痍軍人会（二十六年十二月）・豊岡市婦人共励会（二十五年三月）・豊岡市中心身障害者（児）育成会（三十四年四月）である。

国保と国民年金 農民や商工業者などを対象とする国民健康保険制度（以下「国保」と略称する）が豊岡市域に実施されるのは、太平洋戦争たけなわの昭和十七年から十九年の間である。

港村では、港村産業組合が十七年十二月に港村国民健康保険組合を結成、つづいて豊岡町ほか各村が国保制度を設けた。しかし、互助制度や保険料に対する一般の理解も乏しく、また事務的繁雑さから敬遠する医院も多く、終戦後になって豊岡町及び五荘・新田・中筋三ヶ村は休止し、奈佐・港・神美三ヶ村だけが継続した。奈佐・港二ヶ村が三十年四月に豊岡市に合併すると、市は同制度の全市普及に努め、三十四年四月一日に実現した。四十三年度からは、被保険者全員に対して七割給付するようになった。

昭和三十五年四月の国保世帯数六一三四世帯・被保険者二万七千七百九十二人・受診率二五六割が、五十九年四月では六九五〇世帯・二万〇二六九人・五〇〇割となっている。

また『国民年金法』が三十四年四月から施行され、同年十一月から七〇歳以上の老人や障害者・母子家庭に対する無拠出年金の支給が始まった。つづいて翌三十六年四月からは拠出年金の保険料納付が、四十六年四月からは拠出制年金(当時のいわゆる月一万円年金)の支給が開始されるようになった。

五十九年四月現在の被保険者数一万一千五百七十七人に対し、拠出年金対象者四六三二人・年金支給額十三億三〇八六万円、無拠出年金対象者一六四六人・年金支給額四億七〇四五万円である。

第二節 同和行政

同和行政 江戸幕府の政策によって行なわれるようになったとされる、いわゆる部落民差別(同和問題)の推移は、明治四年(一八七二)に「解放令」が布告された後も払拭されることなく温存助長されて



写266 隣保館

きた。この中であって大正十一年に結成された部落解放団体「全国水平社」の運動もあって、国も地方改善事業などの名をもって差別実態除去のための環境改善などを行なってきた。

戦後に至っても、豊岡市域でも小規模の地方改善事業がもたれ、また同和教育の名において地域的に講演会や懇談会なども開かれたが、多くが「融和」政策であったり、「仲よし会」的催しであった。政府の諮問機関「同和对策審議会」が、昭和四十年八月に同和对策にかかわる答申を行なったが、これをうけて政府は「同和对策事業特別措置法」(以下、「同対法」と略称する)を一〇年間の時限法として、四十四年七月十日に公布した。この同対法においては「国及び地方公共団体」は一〇年以内に(のち三ヶ年延長)「対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上」を達成しようとする同和对策事業の目標を明らかにした。

これより先、豊岡市は三十六年七月に市内の各層代表及び関係地区役員をもって構成する同和对策促進協議会を設置して運動の取組みを始めた。四十年十二月には豊岡市総合隣保館が開館して、生活相談・生活改善・教養講座が開かれるようになった。そこでは当該地域住民と協力して、こども会の活動や地区懇談会も活発化し、小・中学生のための学力補充学級も設けられ、巡回検診も行なわれるようになった。

市では同対法施行期間中の四十四年から五十七年の間に、住宅・道路・下水・防災施設の整備のほか、土地改良・灌排水・同和教育推進・教育奨励金給付・隣保館などの整備・健康検診など、多くの事業を進めてきた。

四十三年七月から市は住宅改修資金貸付事業を実施、初年度は四件の貸付けを行なった。つづいて四十六年度からは兵庫県が「住宅建設資金貸付事業」を、さらに四十九年度からは、国が「住宅新築資金貸付事業」を行なうようになった。

四十七年九月十六日・十七両日に来襲した台風二十号によって円山川支流鎌谷川が氾濫し、その水防対策をめぐって、洪水の中で同和地区と非同和地区との深刻な対立が生じた。市当局と市議員らが現地に向向いて応急対策を講じたが、このあとの十月二日、運動団体の要求によって関係各機関に対して差別確認会が開かれ、鎌谷川問題を始めとする部落差別実態について行政側の責任を追求され、市当局は早急に対策を行なうことを約束した。

かくして四十八年四月、市は総合調整機能をもつ同和対策室を設けて同和対策事業を進めることにした。四十九年七月十四日には豊岡南中学校講堂で、県・市幹部、中堅職員や小中学校教職員に対して部落解放同盟の市内両支部による差別行政糾弾確認会があり、この場において市の同和行政は部落解放同盟市内両支部と連帯して行なうことを市長及び教育長が確認した。

同年十一月、八鹿町で「八鹿高校事件」が発生した。豊岡市は十二月十日付の『豊岡市広報』で「八鹿高校差別教育糾弾闘争について」経過報告を特集したが、この広報でも市は「部落解放同盟との緊密な連帯のもとに部落解放に向って努力する」態度を表明した。

同和行政 の課題

このような経過を経る間に、市民の中から同和行政に対する不信が生じて来た。すなわち、市の同和行政が部落解放同盟の指導のもとにあって自らの主体性を失っているというのである。

このことが隣保館増築計画中に端的に露呈して来た。同和地区内においても、隣保館が運動側だけに独占的に使用されている点を批判する立場と部落解放の拠点なのだから共用したらよいとする二派に分かれて対立が生じ、このため五十年六月に市議会で可決されていた九四八六万円余の隣保館増築予算は執行できないままとなったり、一地区で地区総代が二人立つという異常事態にまで進展した。

県・市でも同和行政の在り方の再検討をせまられることになり、五十一年四月、県は知事名で市町長あてに「同和問題の解決に当っては、行政も運動も全県民的な理解と支持が得られるものでなければならぬことを基本として、常に行政の責任と主体性をもって推進する」という行政の基本姿勢を示した。これを受ける形で市は、同年六月の市議会で、①同和行政は執行者としての責任と主体性をもって推進する、②部落解放同盟市内両支部と連携を保ちつつ、両地区における同和行政については地区総代とも連携して行なう、③個人対象施策（住宅改修資金の貸付など）については運動団体の推せんを受け、または委託をすることなく、直接本人の申請にもとづき行なう、などの方針を明らかにした。

同対法は、有効期限を五十七年三月三十一日まで三ヶ年間延長して満了したが、部落差別が完全に解消したわけではなく、国は引続いて五十七年四月一日から五年間の時限立法として『地域改善対策特別措置法』（以下「地対法」と略称する）を施行した。

この地対法にもとづき、市では残された課題の解決に向けて事業の推進を計っている。

同和教育 四十八年四月に豊岡市同和教育推進協議会が発足した。その前年には市教育委員会に同和教育の進展 担当職員を設置していたが、四十八年には、さらに一〇人の推進員を置いて同和教育の促進を

計り、学校教育や成人教育の場で精力的な取組みが始まった。

この時期に、県立但馬文教府では但馬自治会（但馬内の市町の連絡協議体）と共催で、小・中・高校教員や公務員・産業人・各種団体役員などを対象に「同和ゼミナール」を開講した。

八鹿高校事件以後、学校や行政側が主体性をもった同和教育をめざして軌道修正をしつつ根気よく取組んだ成果は、毎年発行される『豊岡市の同和教育』（豊岡市教育委員会）に詳しい。

隣保館や集会施設での学力補充学級についても、四十七年に学力促進学級と名を改め小・中学校教員が派遣されて小・中学生一二〇人余に対し年間一五〇〜二〇〇時間の学習活動を行なった。四十九年には「解放に向かって部落差別とたたかう学力と実践力を養う」ことを目的に、その名称を「解放学級」と改めて、小・中学生のほか成人に対しても学習活動を行なうようになった。この学級も地対法が成立した四十七年からは「地域改善教育」の一環に組み込まれて、時間数も年間六〇時間程度に減少した。

今後における同和事業の重要課題は、心理的差別の解消である。人権尊重を基調とした学習活動は地対法以後も、市・市教委・学校、それに市地域改善対策協議会・市同和教育推進協議会・各公民館が一体となって進めている。